## 令和5年小田原市議会9月定例会議案 (議案第49号~議案第52号)

令和 5 年 9 月 1 日提出

### 

○条例議案	
議案第49号	小田原市市税条例の一部を改正する条例1
議案第50号	小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例2
議案第51号	小田原市火災予防条例の一部を改正する条例7
○事件議案	
議家第59号	指定管理者の指定について(小田原駅西口第1白転車駐車場)1

# 条 例 議 案

## 議案第49号

小田原市市税条例の一部を改正する条例

小田原市市税条例(昭和50年小田原市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び法第314条の 2第1項第11号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」 を加える。

附則第5項中「及び第15条の8」を「、第15条の8及び第15条の9の3」に改め、同項に次の1号を加える。

(9) 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合 2分の1

## 附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条第2項の改正規定及び次項の 規定は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第8条第2項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について 適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

令和 5 年 9 月 1 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

(理由)

地方税法が一部改正され、一定の長寿命化に資する大規模な修繕等を行ったマンションに係る固定資産税の減額制度が新設されたことに伴い、その減額の割合を定める等のため提案するものであります。

#### 議案第50号

小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

小田原市国民健康保険条例(昭和34年小田原市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第10条の2中「及び第19条の2の2」を「、第19条の2の2及び第19条の2の3」に改め、同条第2号エ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に、「及び国民健康保険保険給付費等交付金」を「並びに国民健康保険保険給付費等交付金」に改める。

第12条第1項中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。

第15条の5の2中「及び第19条の2の2」を「、第19条の2の2及び第19条の2の3」に改め、同条第2号イ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。

第15条の6中「第19条の2」の次に「及び第19条の2の3」を加え、同条第2 号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の3第1項」を加える。

第19条の2第1項第1号中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改め、同条第2項後段中「第14条第2項及び第3項」を「同条第2項及び第3項」に、「「額」を「、「額」に改め、同条第3項中「、前項」を「、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該後期高齢者支援金等賦課限度額」と、前項」に改め、同条第4項中「、第2項」を「、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該多數正課限度額」とあるのは「当該分護納付金賦課限度額」と、第2項」に改める。

第19条の2の2第1項中「保険料額」を「保険料率」に改め、同条第2項後段中「第14条第3項」を「同条第3項」に、「「額」を「、「額」に改め、同条第4項第1号中「保険料額」を「保険料率」に改め、同条第5項後段中「第14条第3項」を「同条第3項」に、「「額」を「、「額」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(出産被保険者の保険料の減額)

第19条の2の3 当該年度において、世帯に出産被保険者(令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納

付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条又は第15条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が第15条の5に規定する基礎賦課限度額を超えるときは、当該基礎賦課限度額)とする(第5項に規定する場合を除く。)。

- (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則第32条の10の2に規定する場合には、出産の日。第19条の5第1項及び第2項において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た 額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た 額
- 2 第14条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。 この場合において、同条第2項及び第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み 替えるものとする。
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第15条」とあるのは「第15条の5の3又は第15条の5の7」と、「第15条の5に規定する基礎賦課限度額」とあるのは「第15条の5の12に規定する後期高齢者支援金等賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該後期高齢者支援金等賦課限度額」と、前項中「第14条第2項及び第3項」とあるのは「第15条の5の6第2項及び第3項」と読み替えるものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条 又は第15条」とあるのは「第15条の7」と、「第15条の5に規定する基礎賦課 限度額」とあるのは「第15条の11に規定する介護納付金賦課限度額」と、「当該 基礎賦課限度額」とあるのは「当該介護納付金賦課限度額」と、第2項中「第14条 第2項及び第3項」とあるのは「第15条の10第2項及び第3項」と読み替えるも

のとする。

- 5 当該年度において、第19条の2に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第11条又は第15条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が第15条の5に規定する基礎賦課限度額を超えるときは、当該基礎賦課限度額)とする。
  - (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の 所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険 者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
  - (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第 19条の2第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を 乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者 の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 6 第14条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。 この場合において、同条第2項及び第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み 替えるものとする。
- 7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第15条」とあるのは「第15条の5の3又は第15条の5の7」と、「第15条の5に規定する基礎賦課限度額」とあるのは「第15条の5の12に規定する後期高齢者支援金等賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該後期高齢者支援金等賦課限度額」と、前項中「第14条第2項及び第3項」とあるのは「第15条の5の6第2項及び第3項」と読み替えるものとする。
- 8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条 又は第15条」とあるのは「第15条の7」と、「第15条の5に規定する基礎賦課限度額」とあるのは「第15条の11に規定する介護納付金賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該介護納付金賦課限度額」と、第6項中「第14条第2項及び第3項」とあるのは「第15条の10第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

第19条の5第1項第2号中「(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)」を削り、同条を第19条の6とし、第19条の4の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

- 第19条の5 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届出 書を市長に提出しなければならない。
  - (1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)
  - (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
  - (3) 出産の予定日
  - (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
  - (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
  - (2) 多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類
  - (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産した被保険者と当該 出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
- 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことが できる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について同項各号に掲げる事項 及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができると きは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

#### 附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布 の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第19条の2の3の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以 後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年 度分の保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの保 険料については、なお従前の例による。

(産前産後期間に関する経過措置)

- 3 改正後の第19条の2の3第1項第1号に規定する産前産後期間の一部がこの条例 の施行の日前の期間である場合における同条の規定の適用については、同号中「期間 (」とあるのは、「期間(令和6年1月1日以後の期間に係るものに限る。」とする。 (施行前の準備)
- 4 改正後の第19条の5第1項の規定による届出は、この条例の施行前においても、 同条の規定の例により行うことができる。

令和 5 年 9 月 1 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

(理由)

国民健康保険法等が一部改正され、出産する被保険者に係る保険料の所得割額及び被保険者均等割額の軽減措置が新設されることに伴い、本市の保険料についてこれに応じた措置を講ずるため提案するものであります。

## 議案第51号

小田原市火災予防条例の一部を改正する条例

小田原市火災予防条例(昭和37年小田原市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第8号中「きれつし」を「亀裂し」に改める。

第11条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあっては、」を削る。

第11条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。

第13条第1項を次のように改める。

蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除く。以下同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあっては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第13条第3項を次のように改める。

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第13条第4項中「前項」を「第1項及び前項」に、「第2項並びにこの条第1項」 を「第11条の2第1項第4号」に改める。

第44条第13号中「蓄電池設備」の次に「(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)」を加える。

別表第3厨房設備の項を次のように改める。

$\sim$	

		気体燃	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル 付こんろ・グリドル付 こんろ、キャビネット 型こんろ・グリル付こ んろ・グリドル付こん ろ 据置型レンジ	1 4 k W以下	100	15 注 15 注	15	15 注 15 注	注 機器本 体上方の 側方又は 後方の離 隔距離を 示す。
	厨房設備	<u>                                    </u>	不燃	開放式	組込型こんろ・グリル 付こんろ・グリドル付 こんろ、キャビネット 型こんろ・グリル付こ んろ・グリドル付こん ろ 据置型レンジ	1 4 k W以下	8 0	0	_	0		
	備	固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの 木炭を燃料とするもの	炭火焼き器 炭火焼き器	_	100	5 0	5 0	5 0		
		上記	7	 頃されないもの	使用温度が800℃以上のもの 使用温度が300℃以上 800℃未満のもの	_			3 0 0			

	使用温度が300℃未満	_	100	5 0	100	5 0	
	のもの		100	0.0	100		

## 附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の小田原市火災予防条例(以下「新条例」という。)第13条第1項に規定する蓄電池設備(附則第4項に規定するものを除く。以下この項において「燃料電池発電設備等」という。)又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2(新条例第8条の3第1項及び第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。)の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第 1項に規定する蓄電池設備(次項に規定するものを除く。)のうち、同条第1項の規 定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されるもので、同条の規定に適合しないものについては、同条の規定は、適用しない。

令和 5 年 9 月 1 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

(理由)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が一部改正され、近年の各種の蓄電池設備の普及状況等を踏まえ、合理化の観点からその設置要件等の見直しが図られることに伴い、これに応じた措置を講ずる等のため提案するものであります。

## 事 件 議 案

## 議案第52号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 施設の名称 小田原駅西口第1自転車駐車場
- 2 指定管理者 小田急電鉄株式会社

代表取締役 星 野 晃 司 東京都渋谷区代々木二丁目28番12号

3 指定期間 令和5年12月1日から令和10年11月30日まで

令和 5 年 9 月 1 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦